

## 幕藩制転換期における九州天領：田沼期幕政との関連を通じて

藤野，保  
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178710>

---

出版情報：九州文化史研究所紀要. 18, pp.51-82, 1973-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：



# 幕藩制轉換期における九州天領

— 田沼期幕政との関連を通じて —

藤野保

## 目次

### 一 問題の所在

— 西国筋郡代改易の意味 —

### 二 宝暦・天明期における九州天領の支配形態

— 日田代官より西国筋郡代へ —

### 三 年貢増徴政策と農民の対応

### 四 商業・金融政策と日田商人の活躍

### 五 結びにかえて

## 一 問題の所在

— 西国筋郡代改易の意味 —

寛政五年、九州天領において中核的位置を占める揖斐造酒助政恒が西国筋郡代を改易となったのは、同元年における天草農民の江戸駆込訴<sup>①</sup>を契機とするものであり、同三年、祖父富次郎僅俊在任中背任の疑が生じたためであった。<sup>②</sup>

幕藩制轉換期における九州天領

この年、政恒は將軍謁見を停止され、ついで同五年、西国筋郡代を免職となったのである。

この間の事情について『寛政重修諸家譜』<sup>(3)</sup>は、次のように説明している。

「寛政三年三月十八日、さきに祖父僮俊職にありしとき、豊後国日田郡其外村々富家の者より調達銀と名づけ、多分の銀子を出させ、不納の村方助合に用ひしよしなりといへども、已に手代ども死失し、書しるせしものも分明ならざれば、村方助合の事は取用ひがたく、全く僮俊をのれが費用とし、且手代どもの私欲せしと相きこえ、不束のいたりなり。しかれども其事分明ならざるうへは、今又穿鑿を遂られずといへども、村々より出せるところの銀子は返弁に及ぶべし。されども右等の始末曾てわきまへざる事等閑なり……」。

僮俊の背任行為は、右の史料で明らかのように、不分明のため穿鑿されなかったが、天草農民の直訴の真意は、百姓喜右衛門・勘助らの長崎奉行への訴状<sup>(4)</sup>が示すように、「百姓所持之作場ハ皆銀主中之ものニ相成」る状態において、「銀主」から耕地を請返し生活の救済を求めるところにあった。そこには、揖斐郡代の諸政に対する根本批判が内包されていたのである。

辻達也氏は、天草の史料調査を通じて、揖斐郡代の行政状況を、次のように指摘する。<sup>(5)</sup>

(一)、揖斐一族支配の時期は、とくに年貢が重かったこと、(二)年貢徴収維持のため、揖斐一族は領内の富農・富商(「銀主」)に命じ、貧農に年貢資金の貸付けをさせ、その債権を郡代権力によって保護したこと、(三)、揖斐一族と有力銀主とは親密な関係にあったこと、(四)、揖斐支配の時代には、銀主が百姓の田畑を買取った件数がとくに多かったこと、以上である。揖斐郡代諸政の特色は、天領天草においても貫徹していたということができよう。

これより先、寛政元年に美濃郡代の千種氏、飛騨郡代の大原氏が改易となり、同四年には関東郡代の伊奈氏が改易となった。<sup>(6)</sup>同五年における西国筋郡代揖斐氏の改易により、寛政初年、幕府の四郡代はすべて改易されたことになる。と同時に、この期に改易された代官もひじょうに多い。竹内誠氏は、寛政初年におけるこれらの郡代・代官の改

易理由を、(一)、積年の負金莫大、(二)、手代の不正の放任、(三)、公金の不正貸付ないし貸付元利金の回収渋滞の以上三点に求めている。<sup>(7)</sup> (一)は、年貢米金の使い込みや、町人からの借財等が累積して、代官財政が不健全化したこと、(二)は、代官が手代に職務をまかせたこと―職務怠慢・勤務不正、(三)は、幕府の公金貸付政策の展開にともない、代官がその貸付機関としての性格をもち、そこに矛盾が生じて発生したもので、(一)の負債もこの公金を流用補填したり、(二)の手代の不正も公金貸付をめぐって生じたものが多く、こうした公金貸付をめぐる金融問題が、代官改易の理由になったところに、この期の特徴がある、とするのである。

以上、『寛政重修諸家譜』の記事や、辻・竹内氏の指摘に共通にみられるこの期郡代・代官の改易理由は、幕府の公金貸付政策をめぐる不正事件にはかならず、その背景には、商品・貨幣経済の発展にもなつて抬頭した天領における富農・富商〔銀主〕<sup>(8)</sup> 商業高利貸資本と郡代・代官権力との密接な結びつきがあった。この両者の結合・癒着こそ、いわゆる田沼期における幕府の経済政策（とくに商業・金融政策）にかならず、この期に四郡代をはじめ多くの代官が改易になったということは、幕府の経済政策が転換されたことを意味する。いわゆる寛政改革がこれである。宝暦・天明期における九州天領の日田も、こうした郡代権力と商業高利貸資本との密接な結びつきに、その特色があったのであり、揖斐郡代の背任行為も、その本質はここに根ざしていた。

本稿は、幕藩制の転換期とされる宝暦・天明期<sup>(9)</sup>を中心に、九州天領において中核的位置を占めた豊後日田を対象として、田沼期における幕政との関連において、歴代の代官・郡代の諸政について具体的に検討し、(一)そこでの農政・年貢増徴政策の意味と内容およびこれに対する農民の対応を明らかにするとともに、(二)商業・金融政策の究明を通じて、そこでの代官・郡代権力と商業高利貸資本・日田商人との結合の仕方とその在り方およびそのなから日田商人が大商人として発展するに至る過程を明らかにしようとするものである。なお、これと密接な関連をもつ日田商人の土地集積と、村方地主との対抗関係を通じてみた天領農村の構造とその特質については、別稿<sup>(10)</sup>において詳論すること

とする。

なお本稿は、先に発表した「近世前期における九州天領の支配形態」<sup>(10)</sup>の続篇としての意味をもち、筆者の幕藩体制史の研究の一環としての豊臣政権以来幕末に至る「九州天領の研究」の一部を構成するものである。

【註】

- (1) 松田唯雄『天草近代年譜』二二八頁。
- (2) (3) 『寛政重修諸家譜』二二二九一。
- (4) 「乍恐奉願口上書（寛政五年）」、「上田家文書」所収。天草は天明三年、西国筋郡代揖斐氏の預所から譜代島原藩の大名預所となったが、寛政初年以來の天草農民の動き（寛政元年、江戸勘定奉行所へ駆込訴、同一年、巡見使へ直訴・江戸直訴吟味のため長崎奉行所へ出頭、同五年、長崎奉行へ越訴（松田唯雄前掲『天草近代年譜』・「上田家文書」）は、揖斐氏の諸政に対する批判を中心とするものである。なお、辻達也「Edo Bakufu Policy in the Late Eighteenth Century」(『横浜市立大学論叢人文科学系列』一九一三) 参照。
- (5) 辻達也前掲『横浜市立大学論叢人文科学系列』一九一三掲載論文。
- (6) 村上直『天領』後篇、竹内誠「関東郡代伊奈忠専の失脚とその歴史的意義」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四一年度)、本間清利「関東郡代伊奈の改易と家臣の動向」(『地方史研究』八九号) 参照。
- (7) 竹内誠前掲『研究紀要』昭和四一年度掲載論文。
- (8) 中井信彦「転換期幕藩制の研究―宝暦・天明期の経済政策と商品流通―」参照。
- (9) 「近世後期における九州天領農村の構造」(『森克己博士古稀記念論文集』所収)
- (10) 『九州文化史研究所紀要』一七号掲載。

## 二 宝曆・天明期における九州天領の支配形態

―日田代官より西国筋郡代へ―

まずはじめに、宝曆・天明期における天領日田の代官↓郡代について考察し、なぜこの期に、日田代官が西国筋郡代に昇格するに至ったかの理由について明らかにしておこう。

すでに豊臣政権以来享保期に至る天領日田の歴代代官の名称・在任期間・在陣場所等々については、前稿<sup>(1)</sup>において明らかにしたが、天領日田においては、享保十九年、幕府の享保改革の後半において増田代官（太兵衛永政 享保九年入部）が辞任し、代わって岡田庄太夫俊惟が日田代官（日田在陣・高松兼支）に就任する。この岡田氏の出自は明らかでないが、父俊陳は神田の館において綱吉に仕えた俊矩の次男で、延宝八年、綱吉の嫡子徳松の西の丸入りにしたが、慶米一〇〇俵を与えられたが、天和三年、徳松の死去によって御勘定となり、元禄八年以降代官に就任した。俊惟は享保十一年に相続、翌十二年より父について代官となり、この期に日田代官として入部したのである<sup>(2)</sup>。

岡田代官は、まず増田代官の支配領域を継承するところから発足したが<sup>(3)</sup>（第一表参照）、寛保二年に至って、支配領域のうち、豊後の玖珠・速見・国東三郡三万二、〇〇〇石が小笠原小倉藩の大名預所となったため<sup>(4)</sup>、岡田代官の豊後における支配地は日田郡が中心となり、それに従来の大分・海部・直入三郡の天領がそのまま支配地として残った。しかるに、五年後の延享四年、小倉藩預所分が岡田代官に還付となり<sup>(5)</sup>、ここで再び岡田代官の支配領域は豊後の六郡および豊前・筑前・日向の各天領におよんだ。こうして、岡田氏の日田代官在任期間は宝曆四年まで二〇年におよんだが、同年、俊惟は幕府の勘定吟味役に昇進したため<sup>(6)</sup>、嫡子九郎左衛門俊博が日田代官に就任することとなり、代官上席の地位を与えられた<sup>(7)</sup>。ところが、この俊博も、三年後の宝曆七年には、同じく勘定吟味役に昇進したため<sup>(8)</sup>、岡田父子による日田代官支配は二三年で終了し、代わって揖斐十太夫政俊が日田代官（日田在陣・高松兼支）に就任

幕藩制転換期における九州天領

幕藩制轉換期における九州天領

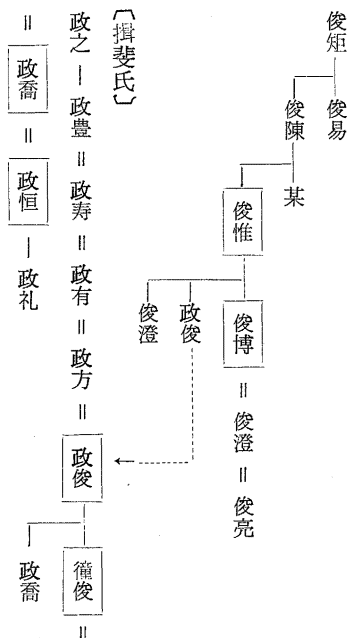
〔註〕「享保19寅年記千原覺書」による。

するのである。

揖斐氏は織田（信雄）氏の旧家臣で、政景のとき徳川氏に仕えて旗本となり、知行五〇〇石、ついで新恩二〇〇石を与えられ、元和七年より小田原の町奉行となり代官を兼務した。嫡子政綱は寛永十八年に相続したが、次男政之は本家とは別に旗本に取立てられ、以降四代をへて政俊に至る。<sup>(9)</sup>ところが、政俊は前日田代官岡田俊惟の次男で俊博の弟にあたり、宝曆七年、揖斐（政方）氏の養子となり家督相続、こうして、翌八年より政俊の日田代官就

岡田・揖斐氏の略系譜

「岡田氏」



任が決定する<sup>(10)</sup>。

ここに日田代官の地位は、家系のうえからは岡田氏より揖斐氏に交代したが、俊惟・俊博・政俊父子三代にわたる農政の実績、とくに年貢増徴策の実績が認められて、明和四年、政俊は西国筋郡代に昇進し布衣を着するを許された<sup>(11)</sup>。こうして、日田代官は関東郡代・美濃郡代について郡代に昇格するとともに、一族岡田氏との間に西国筋郡交代補任制が確立した<sup>(12)</sup>。

「其方（政俊＝筆者）御代官所、前々岡田庄大夫相勤候以来取々宜、御取箇年々相増之儀、庄大夫者勿論手附之者共取計も行届、末々迄も帰服いたし候故と相聞、引續悴九郎左衛門、并当時其方乍別家庄大夫実子之事故、庄大夫家

第2表 宝暦・天明期における天領日田の支配形態および代官・郡代名・在任期間一覧

| 支配形態      | 代官・郡代名      | 在任期間           | 転免理由  | 備考                                                                        |
|-----------|-------------|----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 代官支配地     | 岡田庄大夫俊惟     | 享保19年—寛保2年     |       | 123,869石（豊後・豊前・筑前・日向）                                                     |
| 大名預所（小倉藩） | （小笠原右近将監忠基） |                |       | （豊後玖珠・速見・国東郡内）<br>32,000石                                                 |
| 代官支配地     | 岡田庄大夫俊惟     | 寛保2年—宝暦4年（20年） | 勘定吟味役 | （延享4年より元に復す）<br>（豊後・豊前・筑前・日向）<br>137,600石                                 |
|           | 岡田九郎左衛門俊博   | 宝暦4年—宝暦7年（3年）  | 勘定吟味役 |                                                                           |
| 郡代支配地     | 揖斐十太夫政俊     | 宝暦8年—安永元年（14年） | 死亡    | （揖斐十太夫、明和4年郡代、以降代々郡代となる）<br>149,975石（肥前・筑前・日向）<br>の外天草兼帯支配<br>（明和5年—天明3年） |
|           | 揖斐富次郎徂俊     | 安永元年—安永6年（5年）  | 死亡    |                                                                           |
|           | 揖斐靱負政喬      | 安永6年—天明6年（9年）  | 死亡    |                                                                           |
|           | 揖斐造酒助政恒     | 天明6年—寛政5年（7年）  | 改易    |                                                                           |

〔註〕 藤野保「近世前期における九州天領の支配形態」（『九州文化史研究所紀要』17号）参照。

幕藩制転換期における九州天領



筋同様ニ、末々迄も存附不相替出精相勤候付、此度西国筋郡代被仰付候、向後庄太夫家筋之者と、其方家筋之者之内ニ而、其節々主役可相勤相応之者可被仰付候間、兼而其趣相心得、以来猶以出精可相勤候<sup>(14)</sup>。」  
 というものである。

しかるに、政俊は在任一四年にして安永元年に死亡したため、嫡子富次郎僅俊が郡代に任じられたが、僅俊も五年後の同六年に死亡したため、代わって弟靱負政喬（政俊四男）が郡代に就任した。ところが、政喬も在任九年にして天明六年これまた死亡したため、水原保明の次男造酒助政恒が養子となつて家督相続し郡代となつたのである<sup>(15)</sup>。こうして、揖斐氏は代官より郡代に昇格しながら、一族の早世によつて、二八年の間に四交代し、他家からの養子によつて家系が維持され西国筋郡代としての地位をたもつたが、政恒も七年後の寛政五年、前述したように、僅俊時代の背任行為によつて改易―免職となり、ここ<sup>(16)</sup>に、岡田氏との西国筋郡交代補任制は実現しないままに、揖斐氏四代三

第3表 西国筋郡代の支配領域  
 (安永5年)

| 国名 | 郡名 | 石 | 高       |    |     |     |
|----|----|---|---------|----|-----|-----|
|    |    |   | 石       | 斗  | 升   | 合   |
| 豊後 | 6  | 郡 | 70,811  | 16 | 22  | 977 |
|    | 2  | 郡 | 32,348  | 8  | 30  | 444 |
|    | 5  | 郡 | 26,805  | 6  | 24  | 442 |
|    | 1  | 郡 | 10,896  | 2  | 54  | 260 |
| 計  | 15 | 郡 | 149,975 | 8  | 750 |     |

〔註〕「万覚書」による。

五年にわたる日田郡代支配<sup>(17)</sup>が終了し、代わって羽倉権九郎秘救が入部し、天領日田は新たな段階を迎えるのである。

ところで、揖斐氏の入部以降、日田代官↓郡代の支配領域は、宝暦十二年、唐津藩において、松平<sup>井</sup>康福（下総古河）・土井利里（肥前唐津）・水野忠任（三河岡崎）の三者間交換転封（松平氏↓岡崎・土井氏↓古河・水野氏↓唐津<sup>(18)</sup>）がおこなわれた際、上知となつた筑前怡土郡のほか、新たに肥前松浦郡が加わり（同十三年）、さらに日向において拡大し、安永五年の数字では（第三表参照<sup>(20)</sup>）、豊後・豊前・日向・筑前・肥前の五カ国一五郡、一四万九、九七五石八斗七升五合に達している。しかも、揖斐氏が郡代に昇格した翌明和五年から天明三年まで一五年間、天草を兼帯支配（当分預所）することとなった<sup>(21)</sup>。これを加えると、西国筋

郡代の支配地総高は約一七万一、〇〇〇石となる。

近世初期における九州天領は、西九州における長崎の直轄都市への編入、および東九州豊後における太閤蔵入地の徳川天領への切替えを二本の柱として発足し、ついで寛永期に、東西九州における譜代大名の集中配置とともに天草が天領に編入され、九州天領においては、この期に代官支配の原則が確立するが、さらに明暦以降寛文・元禄期に、豊前および筑前・日向において著しく拡大し、最大の所領規模をもつに至るのである。<sup>(22)</sup>このように、近世初期から中期にかけての九州天領は、日田・長崎・天草を三本の柱として展開し、その他の天領は、以上の何れかの代官所（長崎の場合は一時長崎奉行所）に所属し、支配された。しかるに、享保期に享保改革の一環としておこなわれた天草の大名預所化（譜代島原藩の大名預所<sup>(23)</sup>）を契機に、後期における天草は、明和・天明期に西国筋郡代の預所となり、以降その所屬をめぐって、島原藩・西国筋郡代・長崎代官所の間をめまぐるしく変動し、<sup>(24)</sup>天領としての地位を相対的に低下させたのである。これとはうらはらに、西国筋郡代は支配領域を拡大し、一時天草を兼帯支配するなど、文字通り九州天領における中核的地位を占めるに至ったのである。

### 三年貢増徴政策と農民の対応

まず、岡田代官の農政より検討することとしよう。

享保十九年、新しく日田に入部した岡田代官（庄太夫俊惟）は、一〇年後の延享元年、新たに廩米一五〇俵を増加され都合三〇〇俵となったが、<sup>(25)</sup>その理由は、

「支配所定免之村々、年季之内沓ヶ年も破免無之、六力敷出入等も無之、惣而御役筋別而出精、数年実躰ニ相勤候」<sup>(26)</sup>

幕藩制幕換期における九州天領

幕藩制転換期における九州天領

というにあった。つまり、岡田代官の日田入部以来の農政、とくに年貢増徴政策に対する表彰だったのである。

当時、幕政は享保改革の後半にあたり、幕府は元文二年、勝手掛老中を復活して松平大乗邑（前唐津藩主）を任命、新たに神尾春央を勘定奉行に抜擢して厳しい年貢増徴政策を打ち出した。<sup>27</sup> 岡田代官のそれが幕府のこうした年貢増徴政策と軌を一にし、かつその一環として実施されたことは論をまたない。その結果、全国天領からの年貢収納量は延享年間最高に達し、<sup>28</sup> 引続き宝暦期にかけて高いピークを示したことは研究史が示すところである。<sup>29</sup>

ところで、日田天領農村においては、これより先、室代官（七郎左衛門重福 元禄十一年―正徳三年）の後半より年貢増徴政策がとられてきた。例えば、小野筋藤山村においては、宝永五年より新田が本高（村高）に加算され、それによって、文禄二年の太閤検地以来一九四石七斗五升三合に固定していた村高は二〇〇石九斗五升三合になるとともに、免の上昇によって、従来一〇〇石前後であった年貢高は一〇〇石台となった（第四表参照）。さらに室代官に代わって正徳四年入部した南条代官（金左衛門則明）は、天領日田において、はじめて三分一銀納制を採用するとともに、天領一般にとられた六尺給米・御伝馬宿入用・御蔵前入用のいわゆる高掛物および口米・口銀・掛賃などの徴収を開始した。<sup>31</sup>

こうした徴租方式は、享保期を通じて池田代官（喜八郎季隆 享保二年―八年）・増田代官（前述）によって継承されるが、ただ三分一銀納制は途中で米納制に切替えられ、一部の山間部農村のみに残った。<sup>32</sup> これは享保七年の幕府からの達にもとづいて切替えられたものと考えられる。享保十年における藤山村の「年貢皆済状」<sup>34</sup>によれば（増田代官支配）、

高式百石九斗五升三合

一米大豆百式拾五石四斗八升八合

納辻

第4表 近世中期日田農村における村高・免・年貢高・小物成（藤山村）

| 年 度      | 延宝 8 年              | 元禄元年                | 元禄 5 年              | 元禄 10 年             | 元禄 15 年             | 宝 永 5 年             | 正徳 3 年              |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 村 高      | 石斗升合<br>1 9 4.7 5 3 | 石斗升合<br>1 9 4.7 5 3 | 石斗升合<br>1 9 4.7 5 3 | 石斗升合<br>1 9 4.7 5 3 | 石斗升合<br>1 9 4.7 5 3 | 石斗升合<br>2 0 0.9 5 3 | 石斗升合<br>2 0 0.9 5 3 |
| { 永 荒    | 2 2.9 2 2           | 2 0.5 8 7           | 2 0.5 8 7           | 2 0.7 0 4           | 2 0.5 8 7           | 2 0.5 8 7           | 2 0.5 8 7           |
| { 雨 腐    | 1 2.4 1 3           |                     |                     |                     |                     |                     |                     |
| { 蔵 床    |                     |                     | 0.1 1 7             |                     | 0.1 1 7             | 0.1 1 7             | 0.1 1 7             |
| 残(毛付)    | 1 5 9.4 1 8         | 1 7 4.1 6 6         | 1 7 4.0 4 9         | 1 7 4.0 4 9         | 1 7 4.0 4 9         | 1 8 0.2 4 9         | 1 8 0.2 4 9         |
| 此 取      | 7 5.6 1 2           | 8 9.8 7 0           | 1 0 5.0 0 1         | 9 8.0 7 8           | 9 5.0 9 5           | 1 1 7.3 5 2         | 1 1 5.2 1 9         |
|          | 分厘毛                 | 分厘毛                 | 分厘毛                 | 分厘毛                 | 分厘毛                 |                     |                     |
| { 村高     | 3ツ 8 8 2            | 4ツ 6 1 0            | 5ツ 3 9 1            | 5ツ 0 3 6            | 5ツ 7 4 0            | 田高 1 5 8.7 8 0      | 1 5 8.7 8 0         |
| { 毛付     | 4ツ 7 4 3            | 5ツ 1 6 0            | 6ツ 0 3 3            | 5ツ 6 3 5            |                     | 此取 1 0 8.7 6 4      | 1 0 7.0 1 8         |
| { 新 田    | 石斗升合<br>6.2 0 0     | 石斗升合<br>6.2 0 0     | 石斗升合<br>6.2 0 0     | 石斗升合<br>6.2 0 0     | 石斗升合<br>6.2 0 0     | 免 6ツ 8 5 0          | 分厘毛<br>6ツ 7 4 0     |
| { 雨 腐    | 0.7 0 0             |                     |                     |                     |                     | 石斗升合                | 石斗升合                |
| 残(毛付)    | 5.5 0 0             |                     |                     |                     |                     | 烟高 2 1.4 6 9        | 2 1.4 6 9           |
| 此 取      | 2.5 3 0             | 3.0 3 8             | 3.3 4 8             | 3.2 1 8             | 3.0 3 8             | 此取(大豆)8.5 8 8       | 8.2 0 1             |
|          | 分厘毛                 | 分厘毛                 | 分厘毛                 | 分厘毛                 | 分厘毛                 | 免 4ツ 0 0 0          | 分厘毛<br>3ツ 8 2 0     |
| { 村高     | 4ツ 0 8 1            | 4ツ 9 0 0            | 5ツ 4 0 0            | 5ツ 1 9 0            | 4ツ 9 0 0            |                     |                     |
| { 毛付     | 4ツ 6 0 0            |                     |                     |                     |                     |                     |                     |
| { 取 2 口ノ | 石斗升合<br>7 8.1 4 2   | 石斗升合<br>9 2.9 0 8   | 石斗升合<br>1 0 8.3 4 9 | 石斗升合<br>1 0 1.2 9 6 | 石斗升合<br>9 8.1 3 3   |                     |                     |
| { 内 大 豆  | 4. 8 4 4            | 5.6 1 2             | 6.5 5 6             | 7.8 0 4             | 7.5 1 4             |                     |                     |
|          | 貫匁分厘                | 貫匁分厘                | 貫匁分厘                | 貫匁分厘                | 貫匁分厘                | 貫匁分厘                | 貫匁分厘                |
| { 茶・紙・鉄炮 | 0.18 2 7            | 0.18 2 7            | 0.18 2 7            | 0.18 2 7            | 0.18 2 7            | 0.18 2 7            | 0.18 2 7            |
| { 釜      |                     | 0.1 5 0             | 0.1 5 0             | 0.1 5 0             | 0.1 5 0             | { 網 1 帖 0.1 5 0     | 0.1 5 0             |
| 代 官      | 永田七郎左衛門             | (服部六左衛門)            | (今井九右衛門)            | (同)                 | 室七郎左衛門              | 室七郎左衛門              | 室 金 右衛門<br>室七郎左衛門   |

〔註〕 各年度「御年貢割付事」による。

幕藩制転換期における九州天領

此訳

米百拾五石八斗貳升七合

米納

大豆九石六斗六升壹合

銀納

此代銀三百七拾八匁四分貳厘

但 已山平均値段増銀共

壹石ニ付三拾九匁壹分七厘

外

一銀拾九匁貳分七厘

小物成定納不足共

一米四斗貳合

六尺給

一米壹斗貳升壹合

御伝馬宿入用

一銀三拾目壹分四厘

御藏前入用

一米三石七斗六升五合

御口米石三升

此代銀百九拾三匁九分

但壹石ニ付五拾壹匁五分

一銀五分八厘

御口銀百目三匁

一銀貳匁三分

掛改實

是ハ掛改人江渡

此本銀六百貳拾貳匁三分壹厘

但壹貫目ニ付三匁七分

合 米百拾六石三斗五升  
銀六百貳拾四匁六分壹厘

とあり、年貢高は宝永・正徳期の一一〇石台から一二五石へ上昇するとともに、これに従来の小物成のほか高掛物以

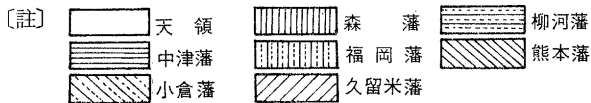
下の付加税が賦課されている。このように、日田天領農村においては、幕府の享保改革における年貢増徴政策が、本年貢の増徴とともに、高掛物以下の付加税に対する収取体系の整備・増徴という形を通じて推進されたところに大きな特徴があったのである。

しかるに、岡田代官が入部した翌享保二十年における「御成箇割附<sup>(35)</sup>」によると、年貢割付高は一三四石（米一二四石・免七ツ八分九厘七毛、大豆一〇石・免四ツ八分九厘）へと急増しており、岡田代官による強度の年貢増徴政策をよみとることができる。事実、同年の「年貢皆済目録<sup>(36)</sup>」によると、本途物成一二四石二斗七升、大豆一〇石四斗九升八合、合計一三四石七斗六升八合となっており、これに小物成・高掛物以下の付加税および置籾米・古夫食返納米を加えて、同年における総年貢収納高は、米一三〇石四斗九升四合、大豆一〇石四斗九升八合、銀四六匁一分一厘（納銀は小物成・御蔵前入用・口銀）となる。このうち、米四四石七斗九升三合が長崎廻米・同四四石が大阪廻米・同三六石が払米となっており、大豆・口米・古夫食返納米が換銀されている。

以上、幕府の享保改革における中核政策をなした年貢増徴政策は、九州天領の日田農村においても確実に実施されており、とくに岡田代官による年貢増徴政策は極めて厳しいものであった。重要なことは、日田天領農村においては、元禄中期から宝永・正徳期にかけて村役人の組織が整備（庄屋―組頭―百姓代体制の確立<sup>(37)</sup>）され、ついで正徳・享保期において高掛物以下の付加税に対する貢租収取体系が整備・増徴されたということであり、そのうえに、はじめて岡田代官による強度の年貢増徴政策が可能となったのである。それに対応して、「御年貢割付」は「御成箇割付」に、「取」・「年貢」・「米納」は「本途物成」に改正された。

こうした岡田代官の強度の年貢増徴政策に対して、皮肉にも岡田代官が幕府に表彰され廩米一五〇俵の加増をうけた翌延享二年、日田郡の中央部に位置する城内筋・口五馬筋など一二カ村において、年貢軽減・夫食要求をスローガンとする百姓一揆が勃発し、翌三年正月には江戸訴訟へと発展した<sup>(38)</sup>。この訴訟文のなかに、岡田代官による年貢増徴

幕藩制轉換期における九州天領



政策の具体的内容が示されているので、次にこの点について検討することとしよう。

かれらは、まず訴訟の前文において、「当村々之儀、元禄年中、室七郎左衛門様御代官以来当御支配様（岡田庄太夫ニ筆者）迄、御取箇段々御高免に罷成、大小百姓至極困窮仕、当時及飢寒に御百姓難勤仕、極々難儀仕候」（傍点筆者）と前置して、次の一〇カ条を指摘する。

一、元禄年中、室代官以降南条・池田・増田・岡田の諸代官に至るまで、代官が代わるたびに増免を仰付けられており、このことは、諸国一統の儀と承知しているが、岡田代官の入部以降は、七カ年定免のうゑ、当丑年（延享二年）、さらに二分の増税がおこなわれた。これは大変な高免で百姓は困窮し、来年の麦作收納の時分までには夥しい飢人が出るかも知れない。

二、古田畑切添、新開見取高入、楮畑、百姓自山、刈敷場に対し、来る延享三年より新規に運上が賦課されようとしているが、これらの運上はこれまでなかったことで、困窮の百姓たちはますます相立たなくなるので、新規の運上をご赦免願いたい。

三、村々の蔵床の儀は、貞享年中、三田代官（四）以来引高となっていたが、当丑年より新規に毛付高に組入れ、来る延享三年より取箇が予定されている。何卒ご慈悲をもつて、前々の通り引高にしてください。

四、当丑年春より新法を仰付けるにあたっては、諸帳面や各種の村絵図を取上げられたため、百姓たちは根付・根浚に間違いを生じ不作の原因となっている。

五、代官父子、手代衆が回村のため村方に逗留しているが、これは百姓にとって迷惑千万である。

六、永荒と称する無地高に対しても、毛付高に組入れ、年貢上納が要求されている。永荒に対して検地がおこなわれるようなことがあれば、江戸より役人を派遣して欲しい。

七、岡田代官の入部以来、連年凶作であるにもかかわらず、豊作と称して年貢取立を厳しく要求している。しか

幕藩制転換期における九州天領



幕藩制転換期における九州天領

も、新規に百姓助合石代銀を取立て、町方（豆田・隈）町人へ預けており、これまた困窮の原因となっている。八、城米（年貢米）を長崎廻りとし、津出日を十月十日より十二月上旬までに限定されたため、（年貢）改所が込み合って長逗留になったうえ、御米河船積所改庄屋を二名増員し、かつ新規に津出催促庄屋二名を設けたため、入用相嵩み、百姓は重々迷惑をしている。

九、川辺・堤の崩壊など凶事があるときは、これまで郡中人夫をもって普請し、公儀より扶持米を支給されてきたが、岡田代官はこれを中止してしまった。何卒郡中人夫を復活し、公儀より扶持米を支給されると、僅かではあるが百姓の助けになるので、広大なご慈悲を願いたい。

一〇、当丑年は田畑ともに不作のため、年貢上納を済ませると、夫食がなくなる者も沢山でてくるので、何卒ご慈悲をもって、来年の春は夫食拝借をお願いする。

というものである。なお、訴状の案文<sup>(41)</sup>によると、第一条は「検見下見は、一坪切に上中下合切仕候」とあって、従来

の田畑位付を無視した有毛検見法による徴租方式であったことが解る。

つまり、岡田代官による年貢増徴政策の具体的内容は、

- (1) 定免制と有毛検見法の採用。
- (2) 蔵床・永荒など引高の抹消と毛付高への組入れ。
- (2) 古田畑の切添、新聞見取田畑の高入地、楮畑、百姓自分山・刈敷場に対する親規連上の賦課。
- (4) 百姓助合石代銀の新設。

以上の四点であり、これを延享二年の新法という。なお、前記百姓一揆の訴訟人は一二カ村六三〇人となっている。

この一揆は、庄屋層を中心に大小百姓を包含した惣百姓一揆の形態をもち、越訴・逃散をもって対抗したが、訴状<sup>(42)</sup>の案文には「御慈悲を以て御代官様御引替、外之御代官様御下向被遊候様、御願奉申上候<sup>(43)</sup>」とあるように、その真意

は岡田代官の更迭にあった。しかし、岡田代官は、これに対して徹底的な弾圧を加え、首謀者のうち、城内筋馬原村の元庄屋ら三名を死罪とし、他を国弘・村弘としたのである。<sup>(44)</sup>

岡田代官のこうした年貢増徴政策は、その後寛延・宝暦を通じて維持・推進されるが、とくに宝暦元年においては、例えば、前掲藤山村においては、本途物成が一四〇石合（米一三一石・大豆一〇石）を記録し、<sup>(45)</sup>本年貢収納高の最高に達している。なお、前記訴状第八条に指摘された年貢米の長崎廻り（長崎廻米）<sup>(46)</sup>は、宝暦年間より江戸・長崎廻米となり、また年貢銀は同三年より、長崎会所納め↓大阪御金蔵送りから後者への直納体制が確立した。<sup>(47)</sup>こうして、翌四年、岡田代官はその功績が幕府に認められて勘定吟味役に拔擢されるのである。<sup>(48)</sup>

次に、揖斐代官（十太夫政俊）による農政も、岡田代官のそれと変わりなく、基本的には年貢増徴政策が維持・継承された。前述したように、政俊は岡田俊惟の次男で、幼少のとき父・兄（九郎左衛門俊博）とともに日田にあり、日田農村とそこでの父の農政については熟知するところであった。例の延享二年の新法に対する百姓一揆に際して提出された訴状の案文には、

「御用の由にて、御代官様（岡田俊惟）諸方へ御出之節は、若（俊博）其外御子様方（政俊ら）御出被成、人夫大分相勤申候、若不残御出不被成候而も、御用可相済御事に御座候はゞ、御用捨被下度御事」<sup>(49)</sup>（内筆者）

とあり、これが前記一〇カ条の訴状の第五条の内容をなすものであった。こうした経験にもとづく政俊の日田農村における農政Ⅱ年貢増徴政策は、かなりスムーズに展開されたものと思われる。

政俊は日田に入部した宝暦八年、「申渡寛」<sup>(49)</sup>四九条を制定し、揖斐農政の基本方針を示したが、それによると、まず第一条において五人組前書の趣旨を遵守すべきことを示したのち、忠孝・儉約を奨励し、高一〇石・一町以下の分地を制限しながら（分地制限令）、苗字帯刀・切支丹・強訴徒党・唐船荷物拔買・博奕・富籤・音信礼物を禁止し、訴訟は一、二名の代表（名代）をもっておこなうことを定めるとともに、簡訴の制度（目安箱）を設け、また年貢米

銀・廻米・上乘・定免・破免・田方植付・取箇・新田開発・運上など年貢収納および普請・村入用に関する諸規則を定め、養蚕を奨励し、林叢・竹木払い跡地・枯木・焼畑、および旅人の宿泊・駄賃、代官村廻りとその応答について規定した。一方、夫食要求は年貢軽減とともに延享年間における百姓一揆のスローガンであったが、この点については、「容易ニ御貸付無之事ニ候」として、夫食は容易に貸与しない方針を示しているが、「夫食貸之儀、借請候節は勝手之様ニ有之候得共、返納之節ニ至候而は、銘々相納候御年貢諸役之外、余計之返納致候故、末々ハ却而困窮之基ニ候」というところに、政俊の夫食貸与に関する思想をよみとることができる。

政俊は、実父岡田俊惟以来父子三代にわたる日田代官拜命の「大恩」に感激し、「然上は昼夜主役忘却不仕、聊も御益筋抜不申、乍恐御恵末々迄も行届候様、挺身命相動候外他更無之候」と、その決意を披瀝し、「村々庄屋・与頭・重立候百姓共は不及申小百姓共迄、此旨を存御仕置筋堅相守、御年貢米銀無滞可令上納候」として、前記四九条におよぶ「申渡寛」を制定したのである。そのため、政務の沙汰は手代に任せず、「我等直々吟味之上、存寄ニ而相極候」として、代官による直支配の方針を明示したが、その農政の特色は、全体として岡田代官のそれを維持・継承するところにあった。政俊入部後の宝暦九年の年貢割付高は、例えば、前掲藤山村においては、これまでの最高を記録した岡田代官末期のそれと等しく一四〇石台（本途物成 米一三一石・免八ツ二分、大豆一〇石・免五ツ九厘二毛）を維持している（第五表参照<sup>50</sup>）。定免制の継承、引高の軽減、見取畑に対する運上銀の賦課を内容としており、これこそ岡田代官の基本農政にほかならない。政俊はそれの忠実なる継承者だったのである。明和四年における政俊の西国筋郡代への昇進は、<sup>51</sup>こうした父俊惟以来の年貢増徴政策が幕府に認められた結果にほかならない。なお、翌五年から揖斐氏の兼帯支配（当分預所）となった天草においても、政俊は同年検見を実施するとともに、同七年から定免制を施行して強度の年貢増徴政策を打ち出しており、その結果、年貢収納高は八、五〇三石から一躍一万二、二六八石となった<sup>52</sup>。

第5表 宝暦9年における年貢割付高（藤山村）

| 村             | 高   | 石斗升合<br>2 0 0 9 5 3 |
|---------------|-----|---------------------|
| 竿減無地田畑訳不知     |     | 1 8.0 0 5           |
| 畑 方 道 敷 引     |     | 0.1 3 8             |
| 同 郷 蔵 敷 引     |     | 0.1 1 7             |
| 田 方 古 来 川 欠 引 |     | 0.5 7 4             |
| (小 計)         |     | 1 8.8 3 4           |
| 残 (毛 付)       |     | 1 8.2 1 1 9         |
| 此 取           |     | 1 4.2 6 6 7         |
| 田 高           |     | 1 6.0 6 5 0         |
| 此 取 米         |     | 1 3.1.7 3 5         |
| 免             |     | 分厘毛<br>8ツ 2 0 0     |
| 畑 高           |     | 2 1.4 6 9           |
| 此 取 大 豆       |     | 1 0.9 3 2           |
| 免             |     | 分厘毛<br>5ツ 0 9 2     |
| 外             |     |                     |
| 見 取 (畑)       |     | 反畝分<br>0.3 9        |
| 此 取 (大豆)      |     | 石斗升<br>0.3 3        |
| 茶・漆・鉄砲役定納     | (銀) | 貫匁分厘<br>0.13 0 1    |
| 投網 1 帖 役 不定   | (々) | 0. 1 1 0            |
| 六 尺 給         |     | 石斗升合<br>0. 4 0 2    |
| 御 伝 馬 宿 入 用   |     | 0. 1 2 1            |
| 御 蔵 前 入 用     | (銀) | 貫匁分厘<br>0.30 1 4    |
| 米             |     | 石斗升合<br>1 3.2.2 5 8 |
| 計 大 豆         |     | 1 0.9 6 2           |
| 銀             |     | 貫匁分厘<br>0.44 2 5    |

〔註〕 宝暦9年「御年貢割付事」による。

政俊の農政Ⅱ年貢増徴政策は、その後揖斐氏歴代の郡代（富次郎僅俊・靱負政喬・造酒助政恒）によって継承されるが、揖斐郡代時代のいま一つの大きな特徴は、町方（豆田・限）における商業資本との連携を深め、商業高利貸活動を活発にしたところにある。そこで次に、岡田・揖斐氏の商業・金融政策の検討を通じて、かれらが商業高利貸資本とどのような形を通じて結合し、その結果、年貢増徴政策はどのような方式（いわゆる公金貸付政策）によっておこなわれ、またそのなかから日田商人がどのように発展し、農村構造はどのように変化したかについて考察することとしよう。

#### 四 商業・金融政策と日田商人の活躍

日田郡の中央部に位置する豆田・隈両町は、城内筋の中城村・竹田村よりそれぞれ分離したもので、代官所の所在地として天領日田の中心をなし、あるいは大名領（譜代藩Ⅱ元和二年―寛永十年・親藩Ⅱ天和二年―貞享三年<sup>(53)</sup>）が設置されたときは、その城下町として発展したところである。

すでに近世初期以来多数の商人が居住し、かなり広汎な商業活動がおこなわれ、延宝八年、三田代官（次郎右衛門守良 延宝五年―天和二年）は地子銀徴収について町年寄に諮問し、さらに代官再就任時（元禄元年―同五年）の元禄二年、両町に対して地子銀の徴収をはじめた<sup>(55)</sup>。当時の町年寄に中村・合原・泉屋・鑑屋・堺屋・大坂屋・長崎屋・虎屋・合屋・紙屋・獅子屋などの名がみえる<sup>(57)</sup>。

これら日田商人の商業活動は、元禄中期以降一層活発となり、あるいは油・醬油の製造・販売を通じ、あるいは酒造業を通じて資本を蓄積し、あるいはその資本を小百姓・小商人に貸付、家屋の賃貸をおこなって、商業高利貸資本・寄生地主として発展するに至った。日田農村において、庄屋層を中心とする村方地主とこれらの商業高利貸資本との土地集積をめぐる対抗関係が発生したのもこの時期からであり、また商人層内部においても、資本蓄積をめぐる対立競争を通じて、幾人かの商人がこの期に大商人として発展するのである<sup>(59)</sup>。

ところで、岡田代官の年貢増徴政策は、この両町に対しても貫徹され、例の新法が実施された延享二年、豆田町は三分増しの六ツ三分、隈町は同じ三分増しの六ツ五分の増免となり、これを基準に地子銀が徴収されることになった<sup>(60)</sup>。さらに岡田代官は、千原家（丸屋）・森家（鍋屋）らの大商人を掛屋に任命し、御物成上納銀改役（御物成銀掛改役ともいう）<sup>(61)</sup>・御廻米取扱に命じた。こうして、代官権力と日田商人との結合が実現し、ここに日田商人は特権商人として大発展する基礎が形成されたとともに、それが権力によって保証せられたのである。岡田代官が新法におい

て実施し、かつ農政の有力な柱をなした百姓助合石代銀（助合穀銀ともいう）が、これらの掛屋に預けられたことは、森家における延享三年の「勘定立」に、「銀老貫四百八拾四匁五分 公儀預り銀助合米代」<sup>82</sup>とあることによって明らかである。

この延享二年の新法において新設された百姓助合石代銀が百姓困窮の原因をなしていたことは、百姓一揆の訴訟文（第七条）において明らかであるが、この間の事情について、訴状の案文<sup>83</sup>は次のように説明している。

「前略、石代銀百姓より御取立被成、其上銀子を当所豆田・隈両町へ御預け被成、是又右銀預り証文、百姓方へ取置可申儀に御座候処、いかが成共訳不奉存候、末々は百姓之勝手筋にも可相成候得共、当時困窮之夫食御拝借可奉願候処、却而右助合石代御上納銀に相加へ火急<sup>（つぎ）</sup>之御取立及難儀候、惣而御免重候上凶年打続、御地子御上納方質物に而銀出し候者無御座候処、当年段々新法に被仰付候に付、弥以御地方に銀子取替難叶、困窮之百姓に御上納之上、渡世方便無御座候御事」

右の史料によって、百姓助合石代銀は日田商人Ⅱ掛屋に預けられ、百姓はその預り証文を受取るシステムであったことが判明するが、百姓にはその真意が解らず、正規の上納銀（小物成・御蔵前入用・口銀など）に加算された新規の上納銀Ⅱ百姓助合石代銀の徴収は、年貢未進に悩み、したがって貨幣取得の困難な小百姓にとっては、百姓困窮の大きな原因となったのである。岡田代官は、こうした百姓困窮を熟知したうえで、むしろそのために、この石代銀（公金）をこれらの小百姓に貸付け「百姓助合」にしようとしたのであり、これこそ小百姓の救済と収奪を兼ね備えた年貢増徴政策にはかならなかった。こうして、天領日田においては、岡田代官の発案により、代官は掛屋商人との結合を通じていわゆる公金貸付政策が実施されるに至ったのであり、年貢増徴政策は、こうした形で商業・金融政策とのからみ合いを通じて最大限に発揮されたのである。

竹内誠氏は公金貸付政策について、「この政策は、領主財政の窮乏化、農村構造の変化等に対応して打ち出されて

幕藩制転換期における九州天領

くるが、幕府の公金をはじめ、農村からの貯穀売払積金や、寺社の名目金、さらには富裕農民からの差出金等を、すべて公金として代官や御用達町人が預り、それを大名・旗本・町人・農民らに利貸付ける政策である<sup>(84)</sup>としている。このうち「貯穀売払積金」は、関東郡代伊奈氏によっておこなわれたいわゆる「養料金制度」をいい、郡代が農民からの積金を利貸付し、その利息を出資者である農民に下付する制度をいう<sup>(85)</sup>。天領日田においておこなわれた公金貸付政策は、幕府の公金や寺社の名目金あるいは富裕農民からの差出金を出資金としたものではなく、また貸付対象も当初は大名・旗本などの領主階級は除外されており、その意味で、農民からの出資金をもって農民に貸付ける「養料金制度」に近いが、しかし、それは積金を前提とせず、直接暴力的に農民から石代銀を取立て、それを掛屋商人に預け、さらに農民に貸付けるものであった。したがって、小百姓にとっては「勝手筋にも可相成候得共」、「当時困窮」のため、何よりも再生産の確保のために「夫食」拝借が第一の願いであったのである。

岡田代官によるこうした商業・金融政策は、揖斐氏歴代の郡代によって継承され、さらに強化されるが、この期に草野家（升屋）、合原家（俵屋）らが新たに掛屋となり、富次郎僅俊の安永五年、升屋源兵衛は父善右衛門の病死によって、掛屋跡役の相続を願い出て許可され、そのときの請人に丸屋幸右衛門・俵屋藤四郎があたっている。

差上申証文之事<sup>(86)</sup>

一日田御役所附豊後・豊前国御物成銀掛改役、前々々升屋善右衛門代々被仰付、前々極之通御銀耆貫目ニ付掛改賃三匁宛ニ而、御請負仕証文差上置候処、善右衛門儀病死仕、跡式私相続仕候ニ付、跡役之儀私え被仰付被下候様奉願候処、願之通私之跡役被仰付候間、猶亦此度請負証文改差上候様被仰渡奉畏候

（以下略）

安永五年二月

升屋源兵衛

掛斐富次郎様

御役所

請人 丸屋 幸右衛門  
同 俵屋 藤四郎

こうして、掛斐時代、郡代権力と日田商人との結びつきは一層強化され、かれらは特権的な掛屋商人として、年貢米銀の収納・掛改および廻送・販売、さらに売上代銀の保管・輸送にあたるとともに、領内諸商品の集荷・販売および売上代銀の保管、さらには年貢米の近国からの買替納<sup>(97)</sup>、貸付（大名貸・その他）などをおこない、かれらは銀掛改の手数料、商品売買収益、物価変動による利益によって大商人に発展し、こうして、宝暦・天明期における日田は、幕藩制市場構造の変化のなかで、幕府の年貢収取地としての天領一般の性格に加えて、九州における地方金融市場へと発展してゆくのである<sup>(98)</sup>。

掛斐氏は、さらに岡田代官によつてはじめられた公金貸付政策を強化し、掛屋商人をしてこれを実施せしめたが、前述した掛屋商人の広汎な活動により、公儀預り銀（公金、以下日田金という<sup>(99)</sup>）は膨大となり、それにもなつて、日田金の小百姓に対する貸付は天領内外を問わず広汎になる一方、いわゆる武士貸し（その中心は大名貸）が展開されるに至るのであり、それは九州諸藩における財政窮乏の深化と中央市場における掛屋商人Ⅱ大名貸の経営整理という条件のなかで一層進行する。いいかえれば、宝暦・天明期における幕藩制市場構造の変化と、それに対応する地方金融市場の抬頭という条件のなかで、大名貸の担い手が、幕藩制初・中期における大阪の掛屋商人への集中方式から、この期に地元九州における天領日田の掛屋商人へと拡散・移行していったのであり、それは大阪における掛屋商人の貸付金の不良資産化整理の過程で排除された九州の諸大名が、辺境という地理的条件のなかで、最寄りの金融市場に銀主を求めざるをえなかったことを示すものである。天領日田の掛屋商人を銀主とした九州の諸藩が、中央金融

幕藩制転換期における九州天領



市場の商人にとって、経済的信用の薄い中小藩を中心としたところに、この間の事情が雄弁に物語られている。<sup>(76)</sup> こうして、日田金を通じて九州の諸大名と天領日田の掛屋商人との結合が実現し、諸大名はかれらを御用達に命じ、年貢米の一部売却を依頼する<sup>(77)</sup>など、両者の関係は一層密接になってゆくが、やがて天保以降になると、これらの掛屋商人は諸藩の財政へ関与し、専売支配、さらには財政改革・藩政改革へと発展してゆくのである。<sup>(78)</sup>

一方、日田金の百姓への貸付は、村方地主・小百姓を問わず、また日田天領農村にとどまらず、他領農村にまで進出するに至った。揖斐政俊の明和四年、久留米藩生葉郡流川村の百姓利右衛門が、年貢未進のため千原家より銀五〇〇目を借入れたときは、その一例である。しかも利右衛門は、遂に返済不能のため三反余の田地を千原家に引渡し<sup>(79)</sup>たのである。こうして、掛屋商人による日田金の貸付範囲は、近くは森・日出・杵築・中津などの豊後・豊前の諸藩をはじめ、福岡・小倉・久留米の諸藩、および遠くは肥前・対馬・長府の諸藩の各領民にまでおよんだのである。<sup>(80)</sup> しかも、百姓利右衛門にその例をみるように、かれらが日田金を借用するときは、耕地質入れの形式をとり、質入耕地は質流れとなる場合が多く、こうして、掛屋商人の土地集積はこの過程で一層進行する。<sup>(81)</sup>

このような傾向は、揖斐郡代の支配下にある天領日田・天草においてもっとも顕著に現われ、揖斐氏一族による年貢増徴政策は、こうした形で公金貸付政策を通じて維持・強化されたのであり、籾俊時代がもっとも強烈であったようである。籾俊背任の行為はここに伏在していたといえるであろう。日田天領農村においては、掛屋商人の土地集積にともない、小百姓の土地喪失が急速に進行し、その結果、村方においては小作人の増加となり、町方（豆田・隈両町）においては店借層の増加<sup>(82)</sup>となつて、宝暦・天明期における日田天領農村の在り方を規定した。また天草天領農村においては、土地集積の進行のなかで、「百姓所持之作場ハ皆銀主中之ものニ相成」<sup>(83)</sup>る状態となり、ここに「銀主」から耕地を請返し生活の救済を求める農民直訴の真意が生れてくるのである。こうした農村分解のなかで、揖斐郡代

の背任行為―公金横領が表面化し、寛政五年の改易を迎えるのである。

こうしたなかで、天領日田は新任の羽倉代官を迎え、そのもとで農民保護を志向する農政が展開される。羽倉権九郎秘救は、新参旗本羽倉光周の養子で、宝暦十三年に家督相続、勘定吟味方改役をへて天明四年より代官となり、この期に日田に入部したものであるが、揖斐氏の免職後、西国筋郡代は廃止され、その支配地も分割されたために、羽倉氏は七万石支配の代官として入部したのである。一方、高松陣屋には萩原弥五兵衛が代官として入部し、豊後の大分・速見兩郡をはじめ、日向・その他の天領を支配（六万石）したが、寛政十一年、高松代官支配地の一部（大分・速見兩郡）が譜代島原藩の大名預所となった際、日向・その他の天領が日田代官支配地に合併されたため、羽倉代官の支配領域は急速に拡大し、文化三年、秘救は郡代に昇進した。こうして、日田代官は再び西国筋郡代に昇格するのである。

ところで、羽倉時代も本途物成および総年貢収納高（本途物成のほか小物成・高掛物以下の諸付加税総額）は、揖斐時代とほとんど変わりなく、したがって、年貢負担の軽減はなされなかったが、農民救済の方法として、夫食を貸与し御下石置粃の制度を設けた。これは一種の田租積金の制度である。事実、羽倉時代の「年貢皆済目録」は、その記載形式を変え、新たに「〇年夫食返納」・「御下石置粃」の項目が一斉に登場する。夫食の返済は三〇カ年賦であり、御下石置粃は二〇分の一支出であった。しかし、これらの農民保護策は、農業経営の再生産を保証するまでに至らず、夫食・御下石置粃も、代官が特別に支出・貸与するものではなく、結局一村内の年貢量のなかで操作されるものであり、かつその量も僅少にとどまった。したがって、寛政改革で幕府が意図した「農民保護」農村復興策は、日田天領農村においては、十分な成果をあげえず、むしろ、この過程を通じて農村分解は一層進行し、掛屋商人の土地集積のまゝに、庄屋層を中心とする村方地主が重大な危機に直面し動揺・後退する化政期を迎えるのである。

## 五 結びにかえて

以上考察した幕藩制転換期における九州天領を、近世における九州天領の推移・展開のなかに位置づけながら、その歴史的意義を検討し、結びとしておこう。

近世初頭、すぐれて政治的目的をもって設定された九州天領は、軍役体系の整備と鎮国体制の完成による領主間矛盾↓政治的緊張の解消のなかで、代官支配によるより純粹に年貢米徴収を目的とする天領へと変化したのが、とくにその中核的位置を占めた日田天領農村においては、遅れた生産条件と在地情勢に規制されて、広汎かつ強力な権限が庄屋層に与えられたため、ここでは小百姓の自立によるフラットな近世村落は展開せず、庄屋層は文字通り村落共同体の長として君臨し、かつ家抱（Ⅱ名子的農民）を従属する農奴主的地主として存在したのである。

こうした性格をもつ日田天領農村において、いわゆる近世的体制が確立し、天領一般にみられた庄屋―組頭―百姓代体制が整備されるのは、遅れて元禄中期から宝永・正徳期にかけてであり、この過程で、庄屋層は村落共同体の長から近世的な行政村落の長に変化し、かつ農奴主的地主から手作地主ないし寄生地主に変質・発展する。

こうした支配体制―村役人の組織の整備のうえに、日田天領農村においては、正徳四年入部した南条代官のもとで、新たに三分一銀納制が採用されるとともに、天領一般にとられた六尺給米以下の高掛物および口米・口銀の徴収が開始されるのである。重要なことは、幕府の享保改革における年貢増徴政策が、ここでは池田代官・増田代官の支配下にあつて、本年貢の増徴とともに、高掛物以下の付加税に対する貢租收取体系の整備・増徴という形を通じて推進されたところにある。享保十九年入部した岡田代官による強度の年貢増徴政策は、こうした諸組織・制度の整備のうえにはじめて可能であつたのであり、その農政Ⅱ年貢増徴政策の基本は、定免制と有毛検見法の採用、引高の抹消（実際は軽減）、新規運上銀の賦課、百姓助合石代銀の新設等であり、これが延享二年の新法にほかならない。

この新法が実施されるや、年貢軽減・夫食要求をスローガンとする百姓一揆が勃発するが、岡田代官はこれに対して徹底的な弾圧を加えるとともに、従来の年貢増徴政策を維持・推進してゆく一方、元禄中期以降活発となった町方（豆田・隈両町）における日田商人の商業活動に着目し、かれらのうち大商人を掛屋に任命して、年貢米銀の収納・掛改および廻送・販売を命じたのである。こうして、代官権力と日田商人との結合が実現するが、岡田代官は百姓助合石代銀をこれらの掛屋に預け（公儀預り銀Ⅱ公金Ⅱいわゆる日田金）、年貢未進に悩む小百姓に貸付る公金貸付政策を通じて、小百姓の救済と収奪を兼ね備えた年貢増徴政策を推進するのである。

宝暦八年入部した揖斐代官の農政Ⅱ年貢増徴政策は、岡田代官の基本政策を継承・発展させたところに特色を有するが、こうした実父岡田代官以来の年貢増徴政策が幕府の認めるところとなり、揖斐氏は明和四年日田代官より西国筋郡代に昇進する。ここに、一族岡田氏との間に、一時西国筋郡交代補任制が確立し、それが揖斐氏によって世襲されるのである（四代）。

揖斐氏歴代の郡代は、初代十太夫政俊の農政を維持・継承しながら、岡田代官以来の商業・金融政策Ⅱ公金貸付政策を強化する。この過程で、郡代と掛屋商人との結びつきは一層強化され、かれらは年貢米銀・領内諸商品の収納・販売および各売上代銀の保管のほか、年貢米の近国からの買替納、大名貸をはじめとする諸貸付をおこなって大商人に発展し、こうして、天領日田は幕藩制市場構造の変化のなかで、幕府の年貢収取地としての天領一般の性格に加えて、九州における地方金融市場へと発展してゆくのであり、そこに、宝暦・天明期における天領日田の歴史的意義が存在したのである。したがって、天領日田と九州諸藩の結びつきも、諸藩における財政窮乏の深化のなかで、この期より本格化してゆく。

以上の天領日田における歴代の代官・郡代による年貢増徴政策によって、小百姓の土地喪失が急速に進行し、土地集積をめぐる村方地主（庄屋層）と町方商業資本（日田商人、とくに掛屋商人）の対抗は、この期に一層激化する。

しかし、村方地主は郡代権力をバックとし、日田金（＝公金貸付）を楯杆とする掛屋商人による強力な土地集積のまゝに停滯・後退し、地主経営は重大な危機に直面するが、これらについての詳細は次稿において述べることにする。

【註】

- (1) 「近世前期における九州天領の支配形態」『九州文化史研究所紀要』一七号。とくに「第二表近世日田の所領・支配形態および代官・郡代名・在任期間一覧」参照。
- (2) 『寛政重修諸家譜』七一、二七六。
- (3) 「享保十九寅年記千原覚書」〔千原家文書〕所収。
- (4) (5) 『寛政重修諸家譜』一一一八八。
- (6) (8) 『寛政重修諸家譜』七一、二七六。
- (9) (10) 『寛政重修諸家譜』二二一九一。
- (11) 『徳川実紀』第一〇篇〔国史大系〕第四七卷所収〕二五三―五四頁、『御触書天明集成』三四―二、四六三号。
- (12) 村上直『天領』後篇参照。
- (13) 註(11)参照。
- (14) 『天明令典永鑑』〔国会図書館〕所蔵〕三四卷。
- (15) 『寛政重修諸家譜』二二一九一。従来の「日田代官一覧」は、富次郎の諱を胤俊、同じく靱負を政基、造酒助を敬正としているが、それぞれ胤俊・政喬・政恒に訂正すべきであり、四氏の在任期間についても第二表のように修正すべきである。
- (16) 『寛政重修諸家譜』二二一九一、辻達也「Edo Bakufu policy in the Late Eighteenth Century」〔『横浜市立大学論叢人文科学系列』一九一三〕参照。
- (17) 正式には西国筋郡代と称すべきであるが、抽象的に使用する場合は日田郡代の名称を用いる。
- (18) 『寛政重修諸家譜』八一、五〇七。
- (19) 藤野保「九州における幕藩領主支配の特質（一）統一権力の九州支配と対応」『史淵』一〇七輯〕参照。
- (20) 「万覚書」〔「広瀬家文書」所収〕。
- (21) 松田唯雄『天草近代年譜』一八二―二〇九頁。

- (22) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一七号掲載論文参照。
- (23) 北島正元『江戸幕府の権力構造』三三二―三三三頁、松田唯雄前掲『天草近代年譜』二四頁、『島原半嶋史』下巻二七頁。
- (24) 松田唯雄前掲『天草近代年譜』二〇九頁以下。
- (25) 『寛政重修諸家譜』七一、二七六、「宝曆令典永鑑」〔国会図書館〕所蔵、二二卷。
- (26) 「宝曆令典永鑑」二二卷。
- (27) 辻達也『享保改革の研究』一七五頁、古島敏雄「商品流通の発展と領主経済」〔岩波講座日本歴史〕12近世4所収、「幕府財政収入の動向と農民収奪の画期」〔日本経済史大系〕4近世下所収〕参照。
- (28) 「御取箇辻書付」〔誠齋雜記〕所収。なお、辻達也・松本四郎「御取箇辻書付」および『御年貢米・御年貢金其外諸向納渡書付』について〔『横浜市立大学論叢』一五巻〕参照。
- (29) 註(27)参照。
- (30) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一七号掲載論文参照。
- (31) 「豊後国日田郡藤山村牛(正徳四年)御物成米銀皆済状之事」〔財津家文書〕所収。
- (32) 日田郡南部山間村の津江筋八カ村のみは田方および六尺給米・御伝馬宿入用とも銀納となり、大山筋六カ村はそのまま三分一銀納制が残った(『豊後日田永山布政史料』上巻)。
- (33) 「三分一金銀納之分米納ニ可仕旨達(享保七寅年八月)」〔徳川禁令考〕第四帙所収、二八八―九〇頁。
- (34) 「日田郡藤山村巳(享保十年)御年貢皆済状之事」〔財津家文書〕所収。
- (35) 「豊後国日田郡藤山村卯(享保二十年)御成箇割附之事」〔同〕所収。
- (36) 「日田郡藤山村卯(享保二十年)御年貢皆済目録」〔同〕所収。
- (37) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一七号掲載論文参照。
- (38) 『豊後日田永山布政史料』中巻。
- (39) 「乍恐以書付御訴訟申上候事(延享三年)」〔豊後日田永山布政史料』中巻所収)。
- (40) 三田代官(次郎右衛門守良)の日田代官在任期間は、第一次が延宝五年から天和二年まで、第二次が元禄元年から同五年までで、訴訟文に「貞享年中」とあるのは誤り(註(1)参照)。
- (41) 『豊後日田永山布政史料』中巻。

幕藩制転換期における九州天領

- (42) 青木虹二『百姓一揆の年次的研究』所収の「百姓一揆年表」八七頁。
- (43) (44) 『豊後日田永山布政史料』中巻。
- (45) 同年の「御年貢米銀皆済目録」(「財津家文書」所収)。
- (46) 「財津家文書」のうち、現存する「御年貢米銀皆済目録」によると、藤山村の場合、廻米は従来大阪・長崎廻米であったが、元文四年より長崎廻米に統一され、さらに宝暦元年より江戸・長崎廻米となっている。
- (47) 「宝暦令典永鑑」二二巻に「岡田庄太夫御代官所御物成銀、去々末年(宝永元年)筆者より長崎会所に相渡、右会所より大坂御金藏に相納候得共、向後庄太夫より大坂御金藏に直納に仕候様可被致候。長崎奉行にも申渡候間、可被談候(宝暦三年)」とある。
- (48) 『寛政重修諸家譜』七一、二七六、『懷旧樓筆記』卷三。
- (49) 「御代官所村々申渡覚書」(「広瀬家文書」所収)。
- (50) 同年の「御年貢割付事」(「財津家文書」所収)。
- (51) 『徳川実紀』第一〇篇二五三―五四頁、『御触書天明集成』三四―二、四六三号。
- (52) 松田唯雄『天草富岡懷古録』一一三頁。
- (53) 註(1)参照。
- (54) 遠藤正男『日本近世商業資本発達史論』(後編「日田金」研究)一四七―四八頁。
- (55) (57) 『豊後日田永山布政史料』上巻。
- (58) 註(54)参照。
- (59) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一七号掲載論文参照。
- (60) 「以書付奉申上候御事(延享二年)」(「古後家文書」所収)。
- (61) 遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達史論』一五一頁、野口喜久雄「日田商人森家の経営」(竹内理三編『九州史研究』所収)。
- (62) 「延享三年寅ノ正月二日勘定立」(「森家文書」所収)。なお、註(61)の野口喜久雄論文参照。
- (63) 『豊後日田永山布政史料』中巻。
- (64) (65) 竹内誠「関東郡代伊奈忠尊の失脚とその歴史的意義」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四一年度)。

(66) 「差上申証文之事」(「千原家文書」所収)。

(67) 「乍恐以書付奉願上候」(「同」所収)。

(68) 次稿「幕藩制市場構造の変化と九州天領―豊後日田を中心として―」(仮題) 参照。

(69) 野口喜久雄氏は、掛屋商人森家の経営分析を通じて、近世中期、同家の商業経営が仲介商業を中心とし発展したところから、日田金成立の原因をこの仲介商業に求め、「日田金生成の因は遠藤氏とその説を受けつぐ原田・篠藤両氏のごとく幕末の商品生産の発達に求めるのは誤りである」としているが(『江戸時代の日田商業と経営』(『大分工業高等専門学校研究報告』一号)、遠藤(正男)氏は、「日田金は日田の掛屋連中によって蓄積せられた商業・高利貸資本」と明確に規定しているので(前掲『日本近世商業資本発達史論』、遠藤氏の日田金生成は、日田商人が掛屋となって資本を蓄積し、貸付資本に転化した近世中期に求めている、ということが出来る。また野口氏は、日田金の二つのタイプとして、特権的な性格の強い広瀬・千原家タイプと、特権性の微弱な山田・森家タイプに分類しているが(『積書』より見た広瀬家の経営)『九州文化史研究所紀要』一七号)、これは日田金の二つのタイプではなく、天領日田における掛屋商人(日田商人)の二つのタイプである。一方、宮本又次氏は、日田金を「豊後日田の地にあつて、蓄積され、活躍した商業・高利貸資本」と規定しているが(『天草石本家の研究の意義と九州在郷資本の性格』(『同』三・四合併号)、日田金をこうした意味で商業・高利貸資本によって蓄積された貨幣一般として扱え、これに固有名詞を冠するのであれば、全国到る処に〇〇金(例えば関東(郡代)の地にあつては「関東金」、美濃(郡代)の地にあつては「美濃金」)が出現することとなる。総じて三氏の日田金についての概念規定は不明瞭といえよう。

厳密な意味での日田金とは、天領日田において、代官(ないし郡代)から掛屋商人に預けられた公儀預り銀(公金)を指し、それがいわゆる公金貸付政策によって貸付られる貨幣をいう。発生的には、岡田代官の延享二年の新法において新設された百姓助合石代銀を掛屋商人に預けたところ(公儀預り銀)に求められ、当初日田金は、農民の救済と収奪を兼ね備えた年貢増徴政策の一環(公金貸付政策)として使用されたが、掛屋商人の商業活躍が広汎になるにおよび、公儀預り銀も百姓助合石代銀のほか年貢銀・御用金銀・その他に拡大し、日田金の貸付対象・範囲も、領主階級(その中心は大名家)および他藩領民にまで拡大していったのである。したがって、日田金はあくまで掛屋商人の自己資本と区別されるべき性質のものであるが、のちには公金とこの自己資金が混同されるようになった。郡代の公金不正事件も、こうしたなかで発生したということができよう。



幕藩制転換期における九州天領

(70) 註(68) 参照。

(71) 遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達史論』一七三頁。

(72) 安藤保「府内藩青延専売制の展開」(『社会経済史学』三五・一)、長野遼「対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人」(『九州文化史研究所紀要』一六号)、木原薄幸「幕末における福岡藩財政改革と日田商人広瀬家」(『同』一七号)。

(73) (74) 遠藤正男前掲『日本近世商業資本発達史論』一九八一―二〇一頁。

(75) 例えば千原家の土地集積過程については、藤本隆士「日田幕領における商人寄生地主の土地集積と小作関係」(宮本又次編『九州経済史研究』所収) 参照。

(76) 原田敏丸「日田幕領における都市と農村の社会・経済的構造に関する一考察」(宮本又次編前掲書所収) 参照。

(77) 「乍恐奉願口上書(寛政五年)」(「上田家文書」所収)。

(78) 『寛政重修諸家譜』八一、五〇七。

(79) 『懷旧樓筆記』巻四(『淡窓全集』上巻所収)。

(80) 高松代官は、萩原弥五兵衛のあと菅谷弥五郎・浅岡彦四郎と交代し寛政十一年に至った(『豊後日田永山布政史料』上巻、『豊後速見郡史』一八〇頁、『大分市史』上巻五六―頁)。

(81) 『懷旧樓筆記』巻四、石川準吉「江戸時代代官制度の研究」八七三―七八頁。

(82) 「県令譜」(「国立文書館」所蔵)。

(83) (84) 「申(寛政十一年)御年貢皆済目録」(藤山村)、「戌(享和二年)御年貢皆済目録」(同)、「酉(享和元年)御年貢皆済目録」(台村)、「酉(同)御年貢皆済目録」(林村)など。

(85) 津田秀夫「寛政改革」(『岩波講座日本歴史』12近世4所収)。